

～ 従業員の体のメンテナンスを補助 ～

50歳以上の従業員向けに「ドクターストレッチ」利用を福利厚生として導入

吉岡興業株式会社（兵庫県神戸市兵庫区 / 代表取締役 吉岡洋明）は、50歳以上の従業員を対象に、「ドクターストレッチ」毎月60分1回分の回数券を支給する福利厚生を新たに開始いたしました。「人生100年時代」と言われる今、50代は“折り返し”ではなく、人生を充実させるためのスタート地点です。しかし、疲労の蓄積や体力の低下による慢性的な肩こりや腰痛など、健康面での課題を抱える人も少なくありません。そこで当社は、従業員が体をメンテナンスし、より良い生活を送れるよう、ストレッチ専門店「ドクターストレッチ」の施術を月1回利用できる福利厚生を導入いたしました。プロのトレーナーが一人ひとりの体の状態に合わせたストレッチを行い、柔軟性向上、姿勢改善、疲労回復をサポートすることで、従業員の健康をサポートします。“50代からの健康管理が、これからの人生を決める”。当社は今後も、従業員一人ひとりが活力を保ち、充実した人生を送れるよう、健康支援の取り組みを積極的に推進してまいります。



ドクターストレッチ利用及び返却申請書

申請者は必ず予約してから申請すること。
粗荷が予約済みの確認後に回数券を支給する。
□下記日迄で利用いたします。

申請者名	予約日	利用店名	利用店電話番号
	2025年 月 日		- -

回数券を使用しなかった場合は速やかに会社に回数券を返却すること。
□上記申請日迄で利用することが出来なかったため回数券を返却いたします。

申請者名	返却日	利用できなかった理由
	2025年 月 日	

・不正に回数券を利用された場合、速にお戻しした回数券分金額を回収いたします。
・回数券を他の従業員に譲渡することはできません。

店名	担当部署	申請者名	申請者名	店名	担当部署	申請者名
回数券返却 確認済印	返却申請			回数券 受取印	予約 確認済印	利用申請



50歳以上の従業員は、福利厚生としてストレッチ専門店「ドクターストレッチ」を月1回利用できます。

「ドクターストレッチ」を利用する従業員は、申請書を会社に提出します。

「人生100年時代」50代からの健康管理がこれからの人生を決めます。

<< 概要 >>

- 「人生100年時代」に向け、役員・社員・パートタイマーを含む50歳以上の従業員に毎月60分1回分のドクターストレッチ回数券を支給いたします。
- プロのトレーナーによる施術で、柔軟性向上、疲労回復を支援し、健康管理を通じて従業員の充実した人生をサポートいたします。



会社名：吉岡興業株式会社 創業：昭和26年2月1日
 代表者名：吉岡洋明 設立：昭和31年8月1日
 吉岡興業株式会社は、神戸の地から、日本のモノづくり企業に、機械工具商社として、脱炭素・生産性向上の提案を行い、設備・工事・メンテナンス工事で、顧客の生産性・安全性の向上・コストダウンに貢献している「機械工具商社」です。

<本件に関するお問合せ先>

吉岡興業株式会社 (<https://www.yoshioka-kogyo.co.jp/>) 広報担当：井藤
 住所：兵庫県神戸市兵庫区駅前通2丁目2番6号 TEL：078-579-1177 FAX：078-579-1166
 email：pr_media@yoshioka-kogyo.co.jp 携帯電話：090-2118-0562 (井藤)

弊社のプレスリリース
一覧はコチラ

